

広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第九号

広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第二項中「賦課徴収及び過料の徴収」を「賦課徴収、過料の徴収並びに犯則事件の調査及び処分」に改める。

第五十四条中「第七条」を「第六条の七」に改める。

(広島県産業廃棄物埋立税条例の一部改正)

第二条 広島県産業廃棄物埋立税条例(平成十四年広島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「第二百四十五号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「で条例」を「であって、条例」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(犯則事件の調査における間接地方税の範囲)

第二十二条の二 産業廃棄物埋立税は、令第六条の二十二の四第六号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中広島県税条例第五十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

(犯則事件の処分に関する経過措置)

2 この条例による改正後の広島県税条例第六条及び広島県産業廃棄物埋立税条例第二十条の二の規定は、前項本文に規定する施行の日以後にした行為に係る県税に関する犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る県税に関する犯則事件の処分については、なお従前の例による。